

労働者派遣事業に関わる情報提供

※対象期間：2024年2月1日～2025年1月31日

労働者派遣法第23条第5項及び同法施工規則第18条の2第3項に基づき、労働者派遣事業に関わる情報提供を行っております。

● 教育訓練に関する事項

* 全てOFF-JT、無償、有給にて実施

- ・ 情報セキュリティ研修 ※
- ・ 個人情報保護教育 ※
- ・ 安全衛生教育
- ・ グループ研修
- ・ その他キャリアアップ教育訓練

※入職時または定期研修（年1回）にて、個人情報保護教育及びISMSに関する研修会を実施。

● 労働者派遣実績

① 派遣労働者数（2025年6月1日付）	6 人
② 2024年度 派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	4 事業所
③ 2024年度 労働者派遣の料金 1日（8時間当たり）の額の平均	24,806 円
④ 2024年度 派遣労働者の賃金 1日（8時間当たり）の額の平均	18,077 円
⑤ 2024年度 マージン率（③-④）÷③ 小数点第2位以下を四捨五入	27.1 %

● マージンに含まれる費用

- ・ 法定福利費等：当社が負担する社会保険料(雇用・健康・厚生年金・労災・介護)、健康診断費等の事業主負担分

※ 所得税・社会保険料の個人負担分等については、当社が派遣労働者の皆様に代わり、国や自治体に納付するため、皆様にはそれらを差し引いた金額を給与としてお支払しています。

- ・ 年次有給休暇取得時にかかる賃金
- ・ 派遣元の実施する教育訓練費
- ・ 事業運営費：人件費、募集広告費、就業管理システム維持費、振込手数料等の諸経費

労働者派遣料金から労働者の賃金、法定福利費、有給休暇費、教育訓練費、事業運営費を差し引いたものが営業利益となります。

● その他参考事項

- ・ ITS（関東ITソフトウェア健康保険組合）の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。

※ 社会保険加入者のみ

● 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2026年3月31日）
- ・ 協定労働者の範囲：システム部に所属し、以下業務に従事する従業員
（プログラマー、ITシステム設計技術者、ITシステム運用管理者、他に分類されない総務等事務の職業）

株式会社エムディシステム